

第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画

概要版

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定する計画です。

令和7年度～11年度

基本理念

子どもは宝、明るく、笑顔がかがやく町

重点的視点

- ☆ 子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限尊重し、子どもが愛情豊かに健全に育まれ、安全で親や家族が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。さらに、子ども・子育て支援金制度などに対応して、財政基盤の確保と見える化を進めて参ります。
- ☆ 社会環境の変化や保護者の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取り組みます。また、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援を拡充します。
- ☆ 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心構え等の教育や働きかけを支援します。
- ☆ 妊娠から出産、育児までの一貫した母子保健サービスを提供するほか、子育て世帯が精神的に孤立しないように支援します。さらに、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援を強化します。
- ☆ 子育てと仕事との両立支援のみならず、配慮が必要な子ども・家庭を支えるなど、すべての子どもと家庭への支援を推進するとともに、「共働き・共育での推進」等の施策を進めます。

基本目標

基本目標1

地域における子育てを支える
仕組みづくり

主な施策

1. 保育サービスの充実
2. 子育て支援サービスの充実
3. 子育て支援のネットワークづくり
4. 児童の健全育成
5. 親子で遊べる、学べる環境の整備

基本目標2

子どもの健やかな成長を
育む環境づくり

1. 家庭・地域の教育環境の向上
2. 子どもの安全を確保するための活動の推進

基本目標3

親と子の心とからだの健康づくり

1. 親と子どもの健康の確保
2. 思春期保健対策の充実
3. 食育の推進

基本目標4

配慮が必要な子ども・家庭を
支える仕組みづくり

1. 児童虐待防止対策の推進および早期療養支援
2. 障害のある子どもの自立支援
3. ひとり親家庭への支援
4. 子どもの貧困対策の推進

基本目標5

仕事と家庭を両立させる
環境づくり

1. 仕事と家庭（子育て）の両立

子ども・子育て支援のための主な施策（一部抜粋）

保育料の無償化

- 【目的】 町内の保育所に入所しているすべての児童にかかる保育料を無償化することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 【取組内容】 町内の保育所に入所している児童の保育料を完全無償化します。
- 【今後の取組】 今後も引き続き保育料の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

保育所給食完全無償化

- 【目的】 副食費（おかず代）と主食費（ごはん代）をすべて無償化にすることで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 【取組内容】 副食費は、国の公定価格に合わせて助成します（令和6年度は4,800円）。
3歳以上児について、令和7年度より自宅から主食を持参する負担をなくし、町内すべての保育所で炊きたてのあたたかい主食を提供します。
- 【今後の取組】 引き続き副食費と主食費を助成します。町内の保育所では、主食を提供する事で特別メニューを増やし、児童のさまざまな食体験をすすめます。

宝たち成長お祝い事業（出産祝金）

- 【目的】 町の宝である子どもたちの成長を祝うとともに、子育てを支援し、若年層の定住化を図ることを目的に、出産祝金を支給します。
- 【取組内容】 一律15万円（現金10万円、商品券5万円）を支給します。
- 【今後の取組】 商品券の期限内利用の案内とともにアンケートを引き続き実施します。
また、若年世代が町内の店舗を知る機会として、商品券利用店舗の一覧チラシを商品券郵送時に同封します。

宝たち成長お祝い事業（成長祝金）

- 【目的】 町の宝である子どもたちの成長を祝うとともに、子育てを支援し、若年層の定住化を図ることを目的に、当該年齢の子どもへの保護者に成長祝金を支給します。
- 【取組内容】 一律3万円（6歳、12歳、15歳、18歳）を支給します。
- 【今後の取組】 支給者へのアンケートを実施しながら、ニーズの把握に努めます。

学校給食費の無償化

- 【目的】 児童生徒に係る学校給食費を完全無償化することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 【取組内容】 町内の小中学校に在学している児童生徒の学校給食費を町が全額負担します。
- ＜基準額＞ 小学校 月額4,500円
中学校 月額5,100円
- 【今後の取組】 今後も引き続き学校給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

児童遊戯施設整備事業

- 【目 的】 屋内型の児童遊戯施設を整備することで、本町の子育て支援のさらなる進展を図ります。
- 【取組内容】 屋外児童遊具施設「ほっぴーパーク」を令和5年4月に開園しました。（ふわふわドーム、キッズバイク、クライミング、ブランコ）さらに、遊具の充実、安全対策のための整備を行い、リニューアルしました。（築山遊具、キッズバイクコースなど）
- 【今後の取組】 雨天時でも遊べる屋内型の施設整備を検討します。施設方針は、子どもが遊びながら知育・体育効果が期待できるもの、保護者も子どもと一緒に遊べる・学べるものとし、現有する施設のあり方を見直し、活用を図ります。

子ども医療費給付

- 【目 的】 子どもの通院や入院にかかる医療費の医療機関窓口無料化を行うことで、子育て世帯の経済的な支援を行うとともに、疾病の早期発見及び治療を促進し、子どもの健康の増進及び福祉の向上を図ります。
- 【取組内容】 子どもの通院・入院にかかる医療費の自己負担分を給付します。
所得に関わらず、医療費の医療機関窓口無料化を実施します。
- 【対 象】 0歳から18歳に到達後最初の3月31日まで
- 【内 容】 子ども医療費の無料化（一部償還払いもあり）
- 【今後の取組】 子どもの通院・入院にかかる医療費の医療機関窓口無料化を継続し、子育て世帯の経済的な支援と疾病の早期発見及び治療につなげます。

こども家庭センターの設置

- 【目 的】 0歳から18歳までの子育て家庭および妊産婦に対し、切れ目のない子育て支援を提供していきます。
- 【取組内容】 妊婦・出産・子育てに関わるさまざまな相談に応じ、必要な情報、サービスの提供を行います。
悩みごとや困りごとを把握し、状況に応じた個別のサポートプランを作成します。
児童相談所・こども療育センターなど地域の子育てに関する機関と連携して支援を行います。
- 【今後の取組】 妊産婦や子育て世帯の保護者やこども本人の相談にも対応し、支援を行います。
関係機関との連携を強め、サポート体制の充実に努めます。

保育所における食育の推進

- 【目 的】 子どもが自分の健康を守り、豊かな食生活ができる力を育むよう、給食や保育所生活全体を通して食育を推進します。
- 【取組内容】 町内の保育所で温かいごはんを提供する完全給食を実施します。
野菜を栽培し収穫した素材でのクッキング体験、梅干しづくりなどを行います。
旬の地元食材を使い、うす味で素材の持ち味を生かした、確かな味覚を育てます。
行事食を取り入れ、郷土料理や地域の食文化への関心を深めます。
- 【今後の取組】 各年齢の発達に合わせた食事や、食育をすすめます。
主食の提供により、バリエーション豊かな給食を提供します。

虐待の早期発見・早期対応の充実

- 【目 的】 子どもの年齢が低いほど虐待のリスクが高いため、早い段階で虐待につながらないように、保護者への働きかけを行います。
- 【取組内容】 伴走型相談支援を通じて育児不安や家庭関係に悩み孤立している母親を把握し、妊娠期から予防的な介入を行います。
- 【今後の取組】 妊娠期から課題を抱える母親に対しては、相談支援等を通して介入していきます。また、産後は養育支援訪問事業や産後訪問から必要な支援につなげていきます。

発達支援事業

- 【目 的】 発達や情緒、社会性に課題がある児童を早期に発見し、育児の困難さや子育てのニーズを踏まえながら必要な支援に繋がります。
- 【取組内容】 1歳6か月児、3歳児健診、5歳児健診後の保育所を巡回し、経過を観察します。
発達に課題がある子をもつ保護者に対し、不安や悩みの解決に努めるとともに、個別の心理士相談を通して、具体的な助言や医療機関等の受診勧奨を実施します。
- 【今後の取組】 就学に向けた早期支援介入により、子どもの成長発達を促します。

適応指導教室の設置

- 【目 的】 学校生活に不安や悩みがあったり、生活リズムの乱れから登校しづらかったりする児童生徒に安心して過ごすことができる居場所、学校復帰のための自立を促す場を提供します。
- 【取組内容】 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、学校復帰のための自立を促します。
教員免許を有する指導員が適応指導及び保護者の相談対応にあたります。
- 【今後の取組】 不登校児童生徒や保護者の相談に対応します。
基本的生活習慣の改善及び集団生活への適応を支援します。
基礎学力を補充する学習指導や自学自習を支援します。
関係機関、関係団体との連携に努めます。

第3期

宝達志水町子ども子育て支援事業計画

【概要版】

発行：宝達志水町 健康福祉課 子育て応援室

こども計画の概要

こどもが主役のまちの実現に向けて

こども計画 の背景

- 現在日本では、少子高齢化によるこどもの減少に加え、ネグレクトなどの児童虐待、いじめによる自殺、ヤングケアラーによる心身負担、障がいの有無や国籍による差別、貧困、格差、犯罪、暴力等、こどもにまつわる様々な問題が起きています。
- 国において、令和5年4月1日にこども基本法が施行、同年12月22日にこども大綱が策定され、こども家庭庁では「こどもまんなか社会」の実現に向けて動き出しました。

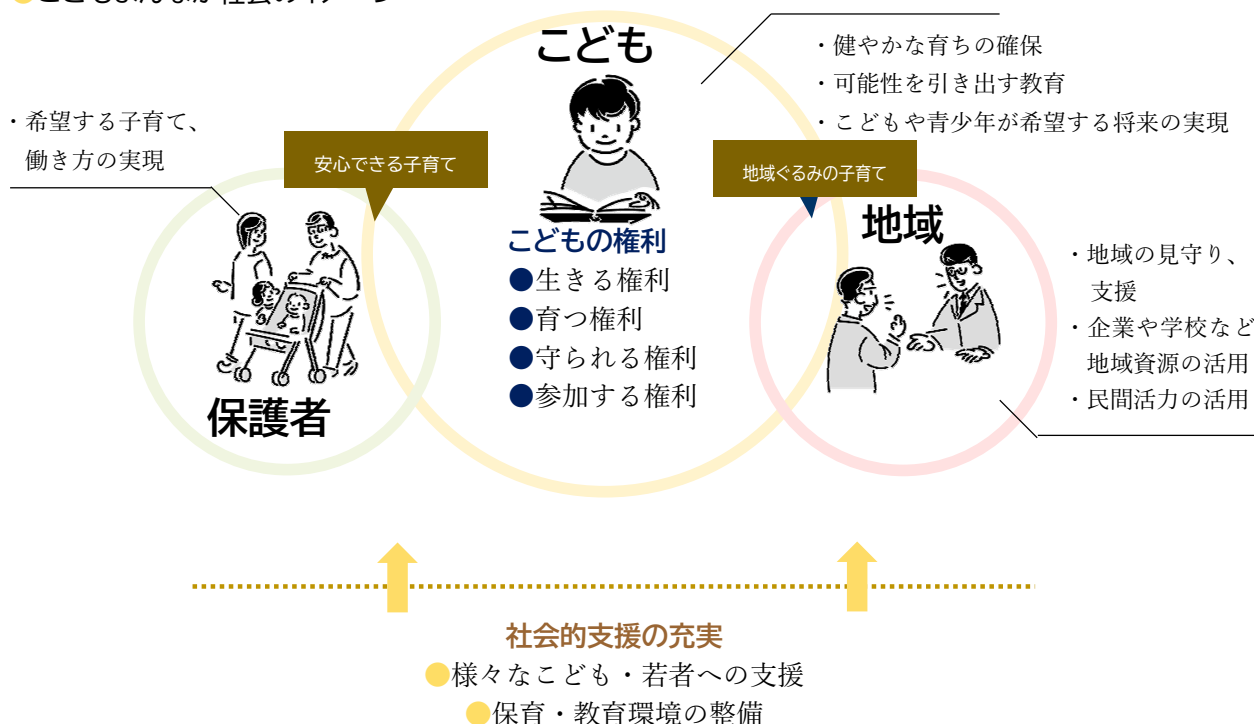
計画の性格

- こどもや若者の視点に立ち、こどもにとっての利益を第一に考える社会ビジョンとなります。
- 計画には「当事者」の意見を反映する必要があります。

策定において 踏まえること

- 地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革が求められています。
- こども基本法において、当事者の意見を反映することは、自らの意見が何らかの影響を与える、変化をもたらす経験が、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながると示しています。

こどもまんなか社会のイメージ



こども大綱について

こども大綱は、既存の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、**すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の形成を目指す**ための方針が掲げられたものです。

内容としては、6つの基本的な方針が示され、特に「**こども・若者や子育て当事者の意見を反映すること**」と、「**こども・若者や子育て当事者のライフステージに応じた支援を展開すること**」が、これまでの3つの大綱と比べても重要となっています。

また、こども大綱の提示とあわせて、国が進める数値目標についても示されており、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」等も踏まえ、アンケート調査等による数値目標について検討する必要があります。

● 基本的な方針

基本的な方針	内容
1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しし、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、こどもや若者に関する権利の侵害などから守りつつ、支援を行う。
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	こどもや若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重しつつ、意見を発信できる環境を形成する。また、意見のフィードバックを行い、意見表明の好循環をつくる。
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	関係機関や団体が密接にネットワークを形成、協働し、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期を切れ目なく支えるための、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を提供する。
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	こども・若者や家庭が抱える困難や課題に、重層的にアプローチするため、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けるほか、多様な人材の確保・養成、専門性の質の向上などを充実させる。
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む	若者が所得や将来の見通しを持てるようにする。また、結婚・出産・子育て、希望に応じて社会全体で若い世代を支える。その他、固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直す。
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する	関係省庁間で横の連携を密に行う。また、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう支援する。その他、国際機関や国際社会における様々な取組と連携する。

こども大綱において示された指標の例

- 「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合
- 「生活に満足している」と思うこどもの割合
- 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合

等

《こども計画の概要》

1 国の動向

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことから、これまで 2 期にわたって各市町村において計画を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進されてきました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じた様々な困難や新たな課題を抱える子ども・若者が増え、児童虐待やいじめ、不登校などの日常生活における課題、若年無業者（ニート）、ひきこもりなどの若者の自立などの諸問題がコロナ禍も影響し、さらに深刻化・長期化しています。

また、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けない、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まったことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

このような状況を踏まえ、国では令和 5 年 4 月に、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

さらに同年 12 月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの子ども・若者に関する大綱を一つに束ね、子ども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども施策に関する大綱（こども大綱）」が閣議決定され、市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務となりました。

2 こども基本法とは

■目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

■基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

■市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定する「こども大綱」を勘案して定めることとされている。

3 こども大綱とは

■こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

■こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■こども施策に関する重要事項

（1）ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

(2) ライフステージ別の重要事項

●こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

●学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

●青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

●子育てや教育に関する経済的負担の軽減

●地域子育て支援、家庭教育支援

●共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

●ひとり親家庭への支援

■こども施策を推進するために必要な事項

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

(2) こども施策の共通の基盤となる取組

(3) 施策の推進体制等

策定のスケジュール

こども計画は、以下の過程を通じて策定作業を進めます。

